

### (3) 福島市教育事務評価検証委員会設置要綱

(趣旨及び設置)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条第1項の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うにあたり、その内容等について意見を徴するため、福島市教育事務評価検証委員会(以下「検証委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検証委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について意見を述べること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検証委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、教育に関し学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合において新たに委嘱される委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会議)

第5条 検証委員会は、教育委員会が求める課題について自由に討議し、意見交換を行う。

2 座長は、教育部長の職にある者をもって充てる。

3 座長に事故があるときは、教育部次長の職にあるものがその職務を代理する。

4 検証委員会は、必要に応じて関係職員との意見交換を行うことができる。

(庶務)

第6条 検証委員会の庶務は、教育総務課庶務係において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検証委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年6月4日から施行する。

(経過措置)

2 平成20年度において委嘱された委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。